

労働契約申込みみなし制度(平成27年10月1日より施行)の対象となりうる派遣先・発注者に対する行政指導件数の推移

(単位:件)

		対象条文	平成22年度	平成23年度	平成24年度	平成25年度	平成26年度
①	禁止業務に従事させた場合	派遣法第4条第3項 (※1)	6	4	12	9	12
②	無許可・無届出業者から派遣労働者を受け入れた場合	派遣法第24条の2 (※1)	13	37	12	18	33
③	期間制限に違反した場合	派遣法第40条の2第1項(※1)	376	345	243	197	179
④	いわゆる偽装請負の場合	派遣法第26条第1項 (※2)	73	71	79	87	73

(※1) 派遣先に対する指導監督件数のうち、文書指導を行った件数。

(※2) 請負契約の発注者に対する指導監督件数のうち、文書指導を行った件数。